

第五次島本町総合計画

【序論～第1部 基本構想】

令和元（2019）年9月

島 本 町

目 次

序論 計画の背景・まちづくりの前提条件.....	1
第1章 計画の背景と概要.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の概要	2
第2章 まちの現況と特性.....	4
1 位置・立地	4
2 島本町のあゆみ	5
3 自然的条件	5
4 社会的条件	6
5 住民の意向	9
第3章 社会的潮流とまちづくりの課題	14
1 人口減少社会への対応と地方創生	14
2 子どもの育ちと学びへの支援	14
3 安全・安心への意識の高まり	15
4 環境の保全、自然との調和	15
5 人権と多様性を尊重し、共生・協働する社会	16
6 高度情報化の進展	17
7 持続可能な行財政運営	17
第1部 基本構想	18
第1章 まちの将来像	18
1 基本理念と将来像	18
2 将来人口	19
3 土地利用と都市構造	20
第2章 まちづくりの基本方針	22
1 思いやりとふれあいのまちづくり	22
2 自然と調和した快適なまちづくり	22
3 安全・安心なまちづくり	22
4 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり	22
5 子どもたちを健やかに育むまちづくり	23
6 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり	23
7 持続可能なまちづくり	23

序論 計画の背景・まちづくりの前提条件

第1章 計画の背景と概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 23（2011）年に「第四次島本町総合計画」（目標年次：平成 31（2019）年）を策定し、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」を将来像に掲げ、総合的なまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害への不安の高まりなど、地方自治体を取り巻く環境やニーズは大きく変化してきています。今後も、社会経済情勢の変化やさまざまな課題に的確に対応し、住民サービスの維持・充実とさらなるまちの発展を図っていくため、令和 2（2020）年度以降のまちの将来像と基本方向を示し、総合的かつ計画的にまちづくりを進める基本指針として、「第五次島本町総合計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「総合計画」は、地方自治体のすべての計画の上位に位置づけられ、まちづくりの基本指針となる計画です。昭和 44（1969）年の地方自治法改正により、総合計画（基本構想）の策定及び議決が地方自治体に義務付けられました。その後、地方分権の進展を受け、平成 23（2011）年の地方自治法改正により法的な策定・議決義務はなくなりましたが、本町においては、引き続き、総合的・計画的に町政運営を進めていくため、「島本町まちづくり基本条例」及び「島本町総合計画基本構想の議決に関する条例」に基づき、本計画を策定するものです。

○島本町まちづくり基本条例（抜粋）

（総合計画）

第 18 条 町は、計画的な町政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画が社会の変化に対応することができるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 町は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果を挙げる手法を選択し、住民の満足度の向上に努めなければならない。

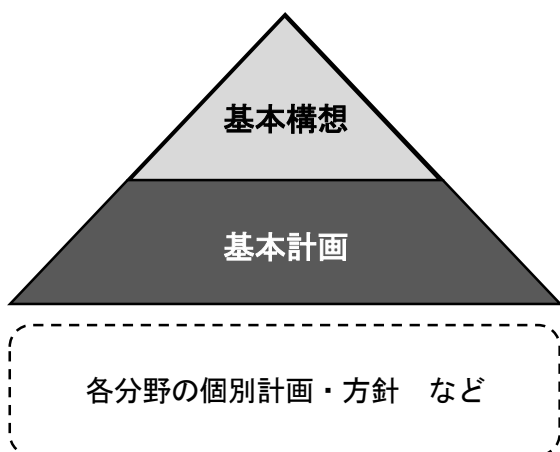
○島本町総合計画基本構想の議決に関する条例（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、総合計画基本構想（島本町まちづくり基本条例（平成 22 年島本町条例第 17 号）第 18 条第 1 項の総合的な計画のうち、本町の将来像及び政策の大綱を示すものをいう。）の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件とする。

3 計画の概要

(1) 構成

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成し、個別計画などとの整合・連携を図りながら、総合的なまちづくりを推進していきます。



…まちの将来像と政策の大綱を示します。

…基本構想を実現するための施策の基本方向を体系的に示します。

…行政各分野で策定する個別計画や方針などについては、総合計画の施策体系との整合を図り、「総合計画を補完し、具体化する計画等」として位置づけます。

(2) 計画期間

本計画は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間を計画期間とします。

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第五次総合計画（基本構想・基本計画）									

(3) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、アンケートやワークショップなどの手法により住民ニーズの把握に努め、学識経験者・関係団体・住民・町職員・町議会議員などが、各種会議でさまざまな知識や意見を出し合い、審議・検討を進めてきました。

審議・検討	総合計画策定委員会	町職員	庁内で、計画策定に関する調査研究、素案の検討、調整などを行います。
	総合計画審議会	学識経験者、関係団体、公募住民	町長の諮問により、計画案の審議を行い、答申を行います。
	町議会	町議会議員	基本構想の審議及び議決を行います。
住民ニーズの把握	アンケート	16歳以上の住民 3,000人	住民・中学生へのアンケート調査により、まちの魅力や課題、定住意向、施策ニーズなどを把握します。
		町立中学校の2年生	
	ワークショップ	関係団体、公募住民	まちの魅力や課題、将来の姿などについて意見交換を行います。
	パブリックコメント	住民	計画案を公表し、住民意見を募集します。

(4) 計画の進捗管理

計画に基づく各種施策については、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切に進捗管理を行います。基本計画については、中間年に進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、社会経済情勢や行政需要などに大きな変化があった場合は、計画全体を見直すこととします。

第2章 まちの現況と特性

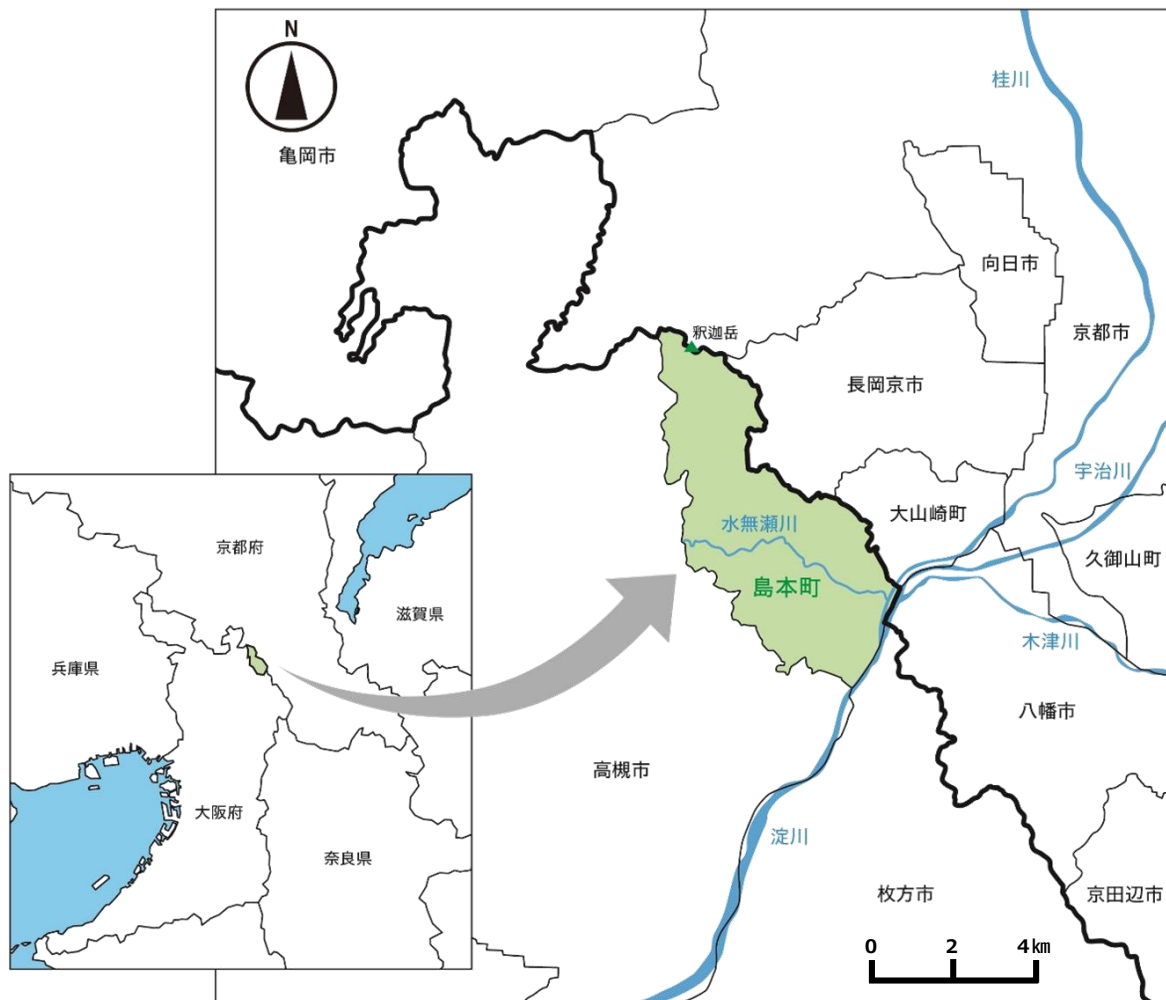
1 位置・立地

本町は、大阪府の北東部、京都府との府境に位置し、東は淀川を隔てて枚方市及び京都府八幡市と相対し、南及び西は高槻市と、北は京都府京都市・長岡京市・大山崎町に隣接しています。

町域は 16.81 km²の面積を有し、東西約 3.3 km、南北約 8.9 kmと細長い形状で、北・中部に山岳丘陵地が広がり、南部の平坦地に市街地を形成しています。南東部では木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となり、その右岸側に位置しています。

風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して交通の利便性が高いという立地条件から、良好な居住環境を形成しています。

■島本町の位置図



2 島本町のあゆみ

本町は、古くから水路（淀川）、陸路（西国街道）による交通の要衝として栄え、日本の歴史に大きな足跡を残してきました。

明治 22（1889）年の市制町村制の施行に伴い、大沢・尺代・山崎・東大寺・広瀬・桜井・高浜の7つの村が合併し、島本村が誕生しました。大正末期には、ウイスキー蒸溜所や紡績工場が建設され、鉄道沿線にある立地などから、大阪近郊の工業地として発展し、昭和 15（1940）年に町制を施行しました。

戦後は、高度経済成長を背景として企業の進出や住宅開発が進み、大阪・京都間の近郊住宅地として発展してきました。昭和 40 年代から急速に人口増加が進み、その間、都市基盤の整備におわれ、昭和 50 年代に町財政は深刻な危機的状況に直面しました。昭和 60 年代には急速な都市化の波は鎮静化し、人口は横ばい傾向となりましたが、現在、大型マンションなどの大規模な住宅開発が進み、人口は再び増加しつつあります。

3 自然的条件

標高は、最低点が淀川で 8.5m、最高点が北部の釈迦岳で 631.4m、高低差は約 623mあります。地形は、北部が標高 400m～600mの山地、中部が標高 100m～250mの丘陵地で、町域の約 7 割を山岳丘陵地が占めており、淀川に面した南部は平坦地となっています。また、丘陵地から山地にかけては、天王山断層など 2 つの活断層の存在が明らかになっています。

気候は、瀬戸内海気候区の東端にあたるため温暖な気候帯にあたり、6月の梅雨期と9月の台風期に降水量が多く、冬期には降水量が少なくなります。

山間部の植生をみると、山地一帯にはコナラなどの雑木林が広く分布しており、人工林では山麓から山腹にかけて竹林が多くみられるほか、大沢・尺代周辺にはスギ・ヒノキが広く分布しています。山間部の樹木では、大阪府指定天然記念物となっている「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」があり、若山神社の周辺は大阪府自然環境保全地域に指定されています。

本町の町域は、淀川水系の一級河川である清流「水無瀬川」の流域から成り立っており、町域北部の釈迦岳付近に源流を発した水無瀬川は、山間部を経て市街地を流れ、淀川に注いでいます。水無瀬川周辺は、住民のやすらぎと憩いの場として親しまれており、ホテルなど、動植物や水生生物もみられます。また、本町には、大阪府内で唯一、環境庁（現環境省）認定の「名水百選」に選ばれた「離宮の水」があります。この地下水は水無瀬川の伏流水で、水道水源や工業用水として広く利用されています。

4 社会的条件

(1) 人口

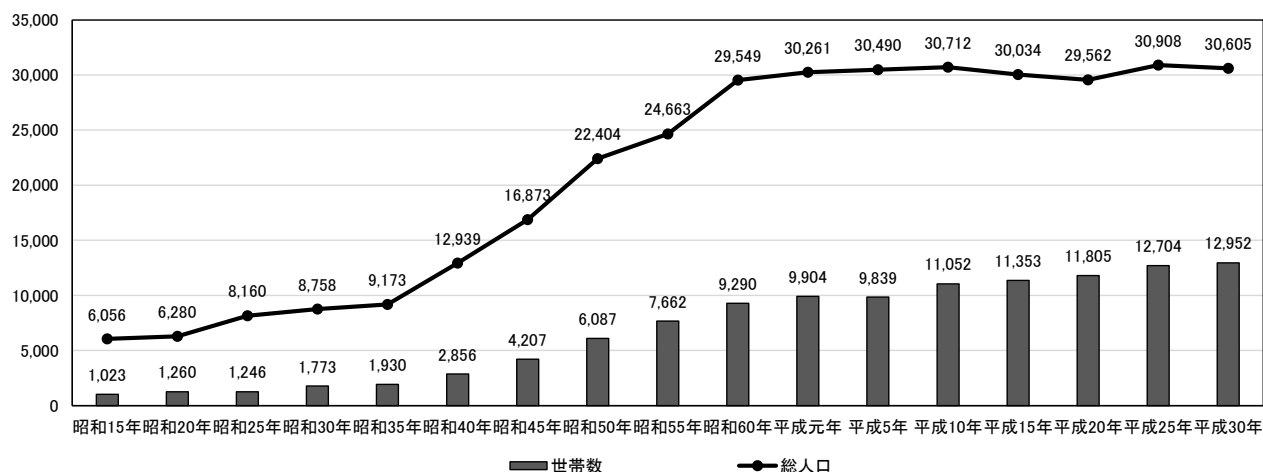
本町の人口は、町制施行時の昭和 15（1940）年には 6,056 人でしたが、昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて住宅開発などにより急速に増加し、昭和 62（1987）年に 3 万人に到達しました。平成以降は横ばい傾向が続き、平成 15（2003）年に 3 万人を割り込みましたが、平成 20（2008）年の J R 島本駅開業を契機として大規模マンションなどの住宅開発が行われ、平成 23（2011）年に再び 3 万人を超えました。

近年は、3 万人台を維持しながら微減傾向が続いていましたが、現在、大型マンションなどの大規模な住宅開発が進んでおり、今後しばらくは人口増加が想定されます。

人口構造は大きく変化しており、高齢者（65 歳以上）が急速に増加し、高齢化率も 27%以上に上昇しています。一方、年少人口（14 歳以下）及び生産年齢人口（15～64 歳）はいずれも減少傾向にあります。

■人口・世帯数の推移

(人)

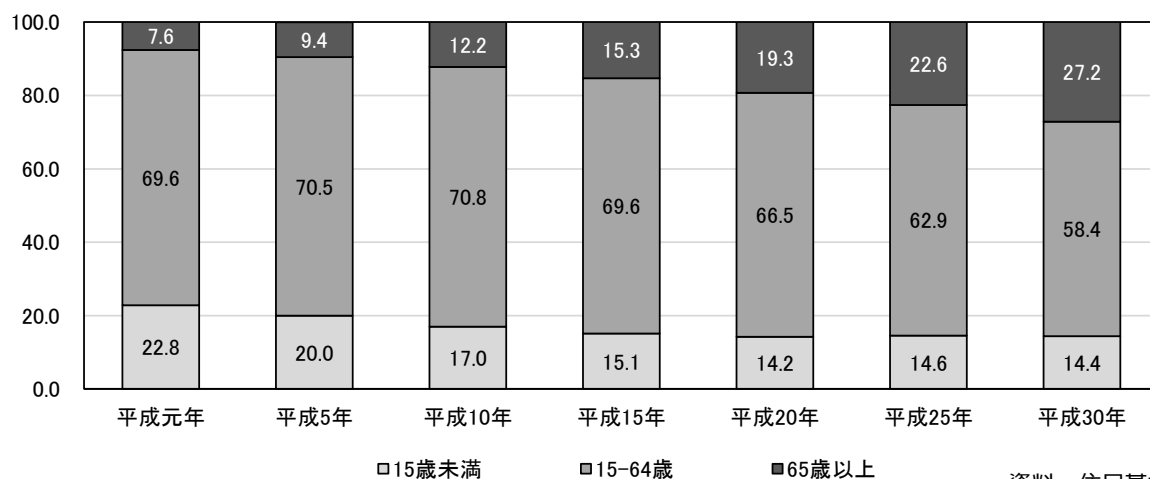


資料：国勢調査、住民基本台帳

※昭和 55 年以前は国勢調査、昭和 60 年以降は住民基本台帳（各年 4 月 1 日時点）

■年齢3区分別人口比率の推移

(%)



資料：住民基本台帳

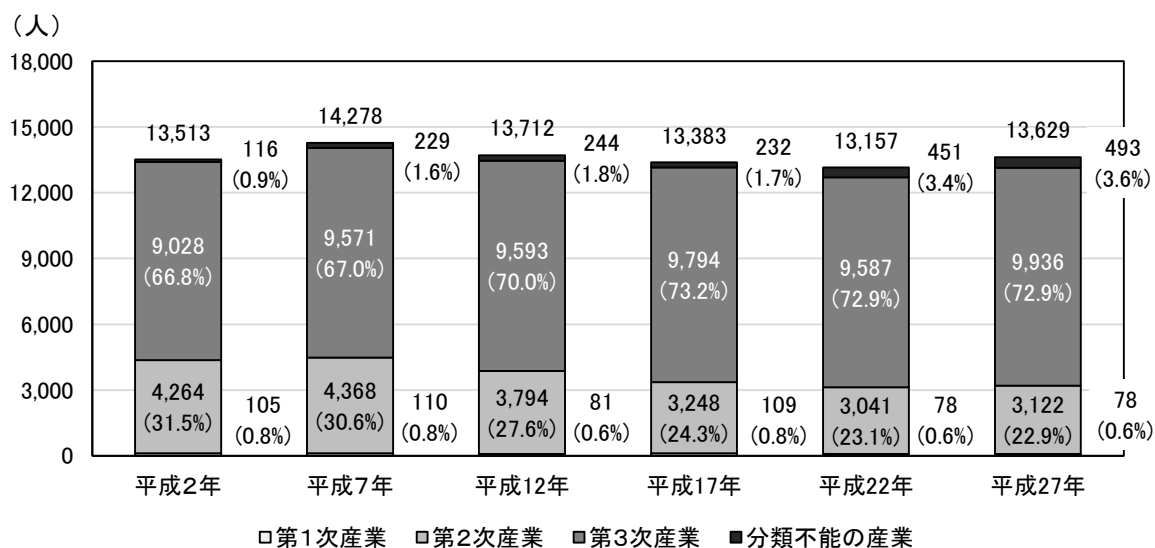
(2) 就業状況・産業

住民の就業状況をみると、就業者数は平成7(1995)年以降減少していましたが、平成27(2015)年には増加しています。第1次・第2次産業の就業者は減少傾向にあり、第3次産業の就業者は増加傾向にあります。通勤先については、約75%の住民が町外で就業し、大阪市・高槻市・京都市への通勤者が多くなっています。

町内の民間事業所数は、平成28(2016)年時点で616事業所、従業者は7,052人となっています。製造業、サービス業、医療・福祉、卸売・小売業の事業所の従業者が多く、これらの分野の従業者が全体の8割以上を占めています。

農業は、平成30(2018)年時点で兼業を含む農家数が141戸、耕地面積は約47ヘクタールで、農家数・耕地面積はいずれも減少傾向にあります。

■産業分類別就業者数の推移



資料：国勢調査

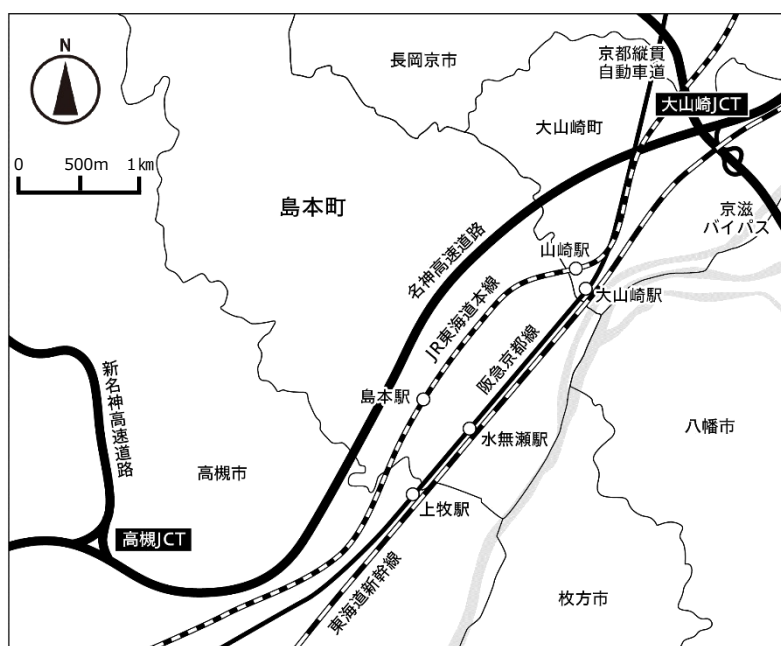
(3) 交通環境

交通環境をみると、鉄道では、町内に阪急京都線の水無瀬駅とＪＲ東海道本線の島本駅の２駅があるほか、近接する阪急上牧駅、阪急大山崎駅、ＪＲ山崎駅の３駅も利用可能で、通勤・通学などの交通利便性に恵まれた環境となっています。

バスは、阪急バスが阪急水無瀬駅・ＪＲ島本駅から若山台を結ぶ路線と、国道１７１号を走る路線を運行しています。また、町では高齢者や障害者などを対象に、町内を巡回する福祉ふれあいバスを運行しています。

道路は、国道１７１号が淀川に面した平坦地を通り、丘陵部には名神高速道路が通っています。近隣には、名神・新名神高速道路と接続する高槻ジャンクション・インターチェンジと、名神高速道路・京滋バイパス・京都縦貫自動車道と接続する大山崎ジャンクション・インターチェンジがあります。

■ 島本町周辺の交通環境

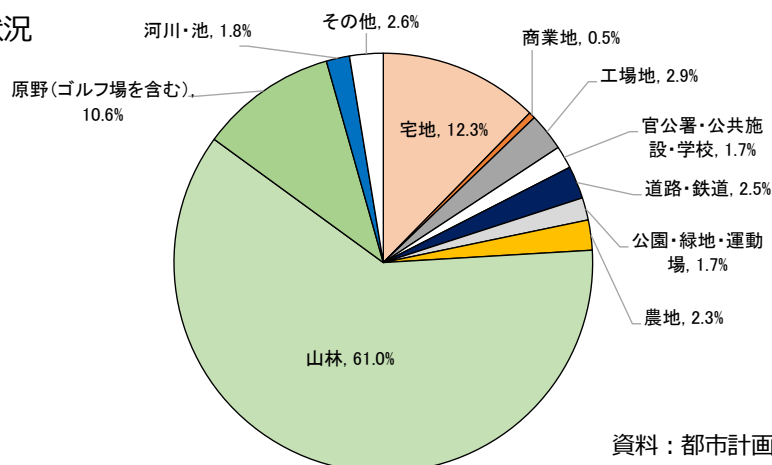


(4) 土地利用

土地の利用状況では、山林及び原野（ゴルフ場を含む）の合計が７割以上を占め、次に宅地が１割強となっています。

町域の全域が都市計画区域で、約２割が市街化区域、約８割が市街化調整区域となっています。

■ 本町の土地利用状況



資料：都市計画基礎調査（平成 27 年）

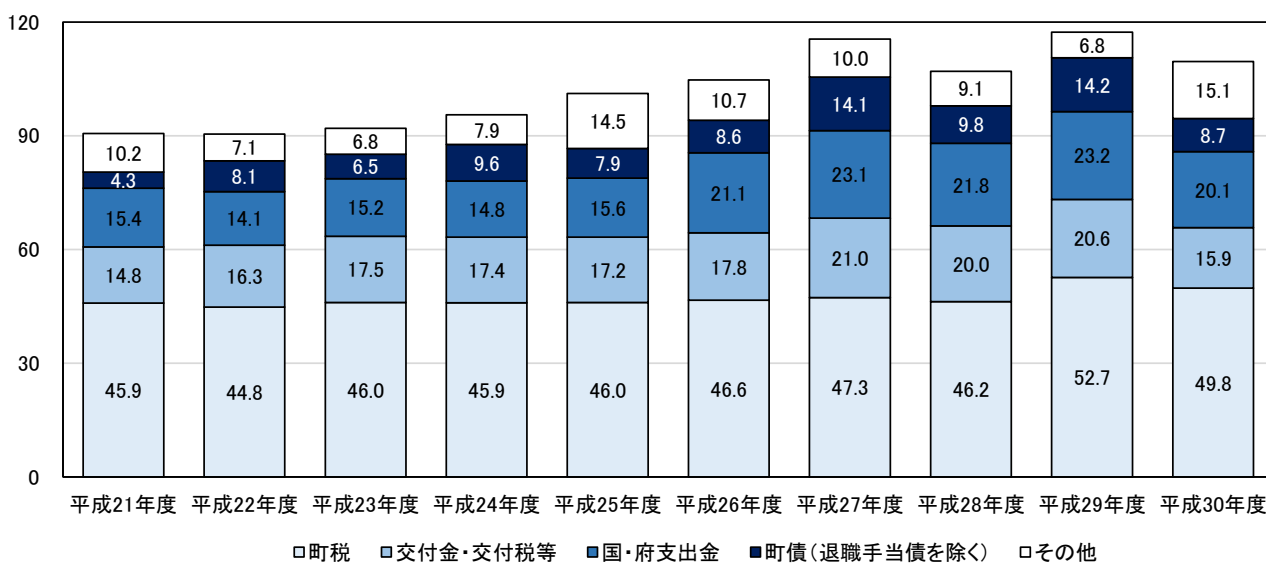
(5) 財政

普通会計における歳入の状況をみると、自主財源の多くを占める町税収入は概ね横ばいで推移しています。また、歳出では、社会保障経費である扶助費（福祉サービス、保育サービス、児童手当、生活保護、医療費助成などの費用）が過去10年でほぼ倍増しています。

今後、高齢化と生産年齢人口の減少に伴い、町税収入は減少していくことが想定され、加えて、社会保障経費や公共施設の更新・改修費用などの増加が予測されます。

■ 普通会計の歳入の推移

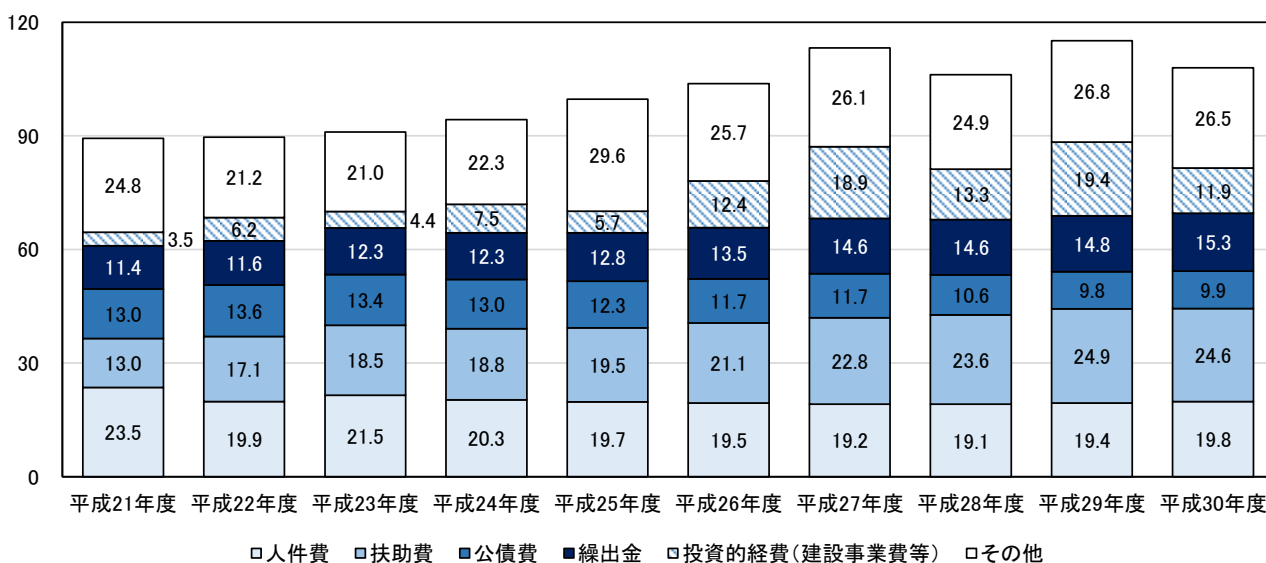
(億円)



資料：事務事業成果報告書

■ 普通会計の歳出の推移

(億円)



資料：事務事業成果報告書

5 住民の意向

(1) アンケート調査結果

まちづくりの現状や課題、将来像などについて住民の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

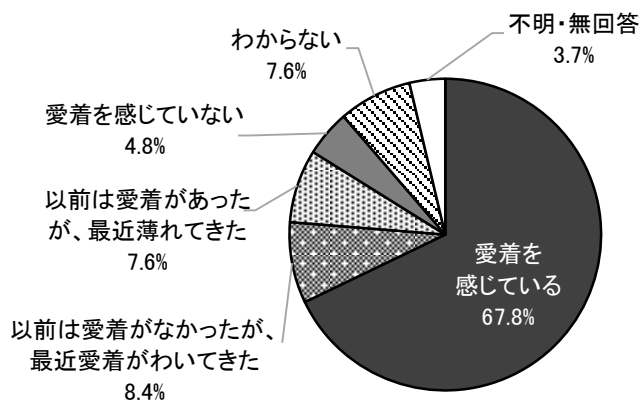
◆調査実施概要

	住民アンケート調査	中学生アンケート調査
対 象 者	本町在住の 16 歳以上の男女 3,000 人	町立中学校の 2 年生 258 人
調査期間	平成 30 年 8 月 10 日～8 月 31 日	平成 30 年 8 月 27 日～8 月 31 日
回 収 数	1,615 人	254 人
回 収 率	53.8%	98.4%

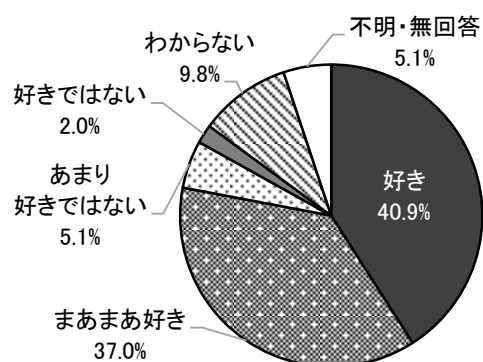
1) 島本町への愛着度や定住意向

住民の約 76%が島本町への愛着を感じています（「最近愛着がわいてきた」を含む）。また、中学生についても、約 78%が島本町が好きと回答しています（「好き」と「まあまあ好き」の合算）。

【島本町への愛着（住民アンケート調査）】



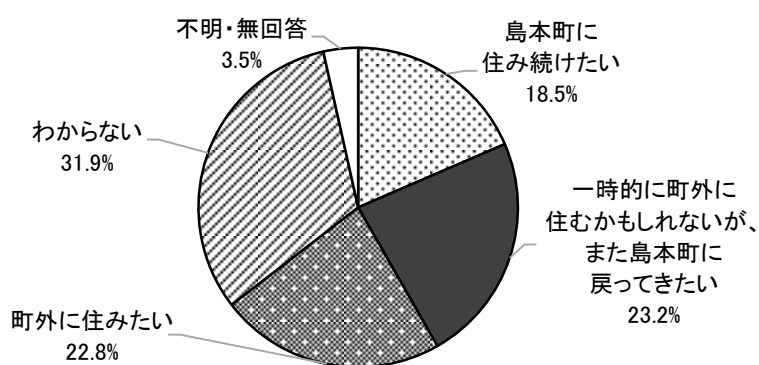
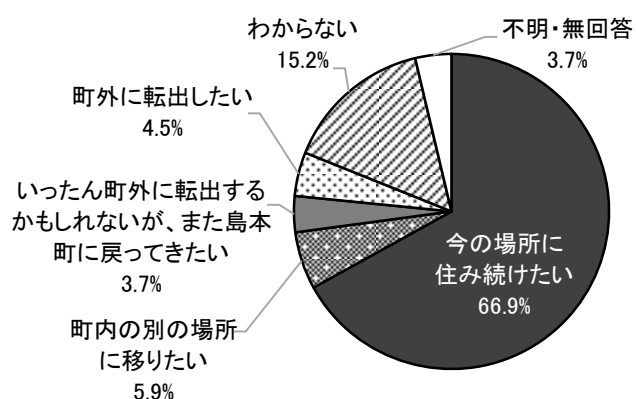
【島本町が好きか（中学生アンケート調査）】



住民の約 67%が「今の場所に住み続けたい」と回答しており、「町内の別の場所に移りたい」「また戻ってきたい」を含めると、全体の約 77%が定住意向をもっていることが伺えます。中学生では、約 19%が「住み続けたい」、約 23%が「また戻ってきたい」と回答しており、定住意向は全体の約 42%となっています。

【島本町への定住意向（住民アンケート調査）】

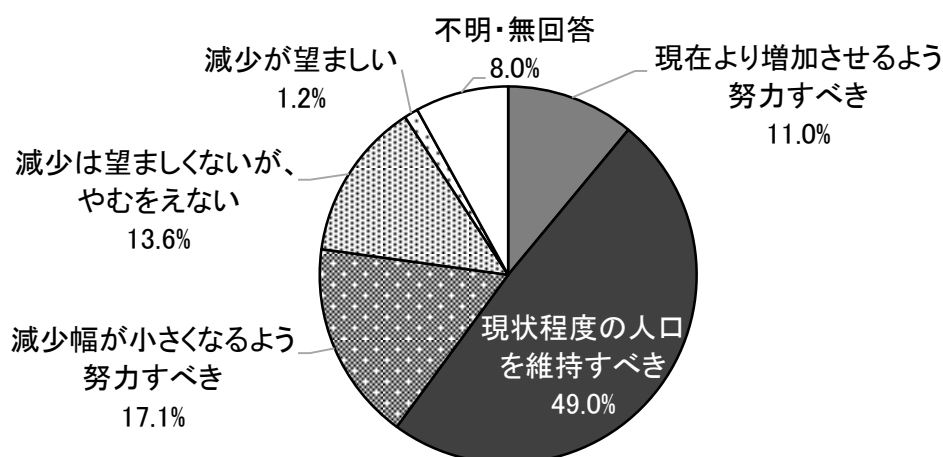
【島本町への定住意向（中学生アンケート調査）】



2) 島本町の将来について

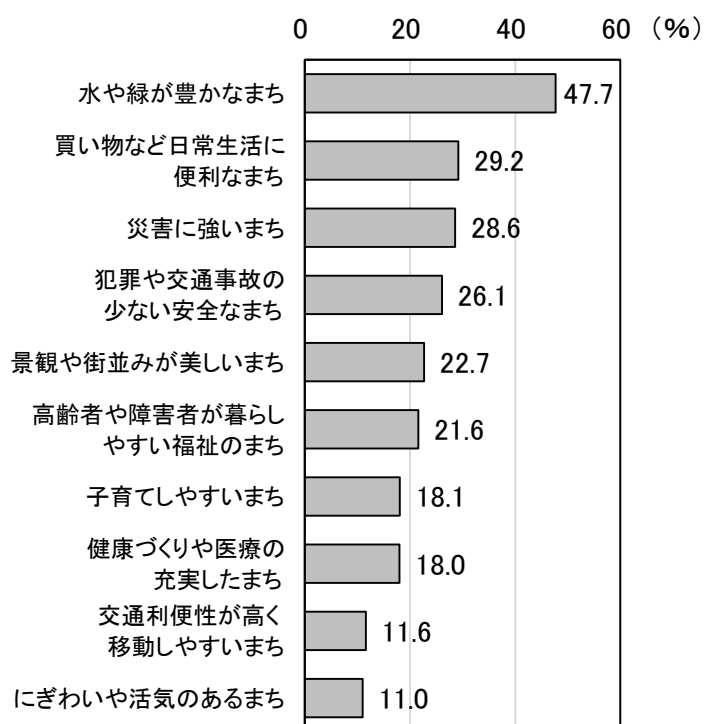
将来の人口規模については、「現状程度の人口を維持すべき」との回答が約半数となっています。また、減少の抑制に向けた努力を望む回答が約 17%、人口増加に向けた努力を望む回答が 11%となっています。

【今後の人口について（住民アンケート調査）】

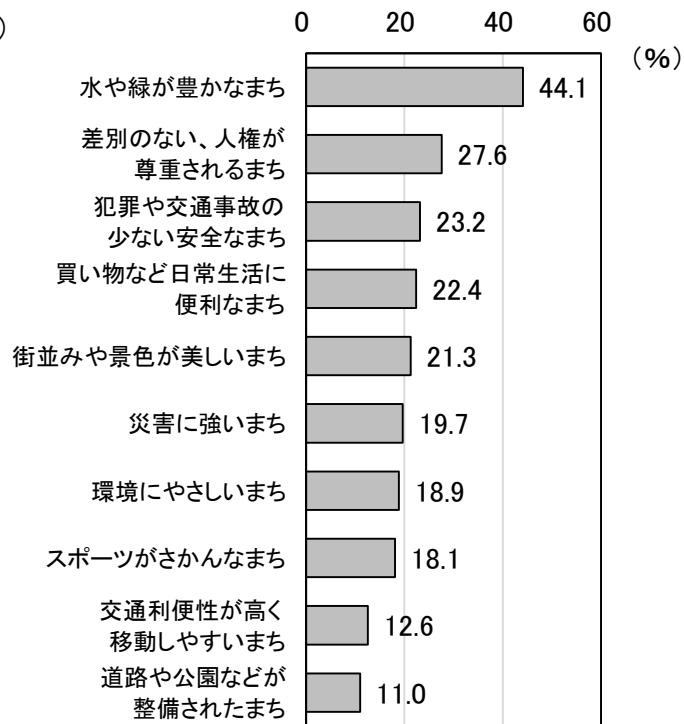


まちの将来像については、住民・中学生ともに「水や緑が豊かなまち」が最も多くなっています。また、生活利便性や安全・安心を望む回答も多く、中学生では、人権尊重を望む回答も多くなっています。

【まちの将来像（住民アンケート調査）】



【まちの将来像（中学生アンケート調査）】

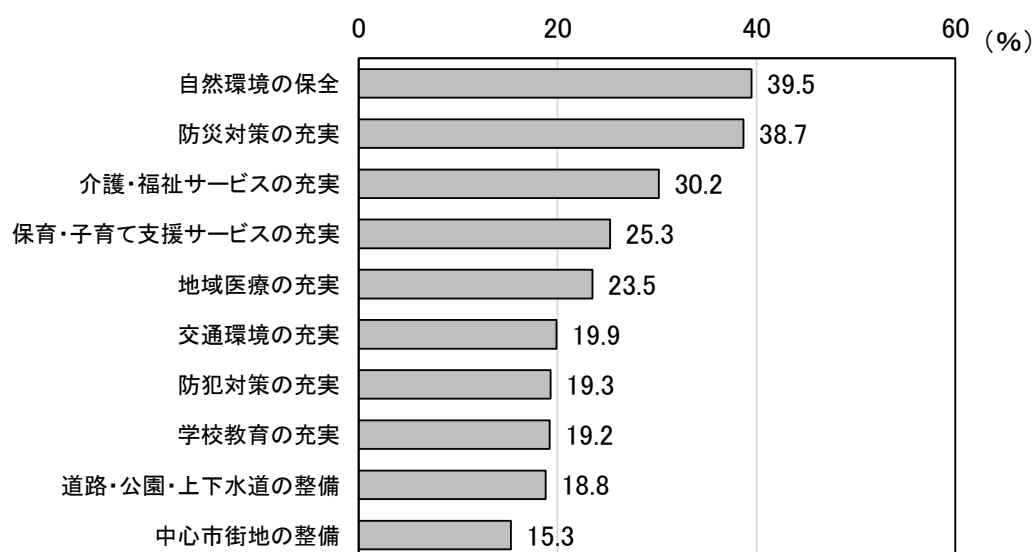


※上位 10 項目のみ抜粋して掲載

3) 今後力を入れるべき分野について

今後のまちづくりで力を入れるべき分野として、「自然環境の保全」と「防災対策の充実」が多くなっています。また、介護・福祉、子育て、医療などへの注力を求める回答も多くみられます。

【今後のまちづくりで力を入れるべき分野（住民アンケート調査）】



※上位 10 項目のみ抜粋して掲載

(2) ワークショップでのご意見

アンケート調査による住民意向の把握に加え、初めての試みとして、少人数グループによる「将来のまちの姿を考えるワークショップ」を開催しました。

参加者	・ 町内の関係団体から推薦を受けた方…10 名 ・ 公募による住民の方… 6 名
開催日	第 1 回：平成 30 年 11 月 11 日 第 2 回：平成 30 年 11 月 17 日

3 つのグループに分かれ、まちの魅力や課題、将来の姿などについて話し合い、「自然環境」、「安全・安心」、「子育て」、「住民参画」などの分野への取組を望む意見が多く出されました。

■島本町の「魅力と課題」に関する主なご意見

魅力	課題
●豊かな自然（水と緑など） ●田畑がある ●人が優しい ●人とのつながり（コミュニケーション） ●地域活動やボランティア活動がさかん ●个性的なお店がある ●交通の便がよい ●治安がよい	●自然が開発により失われていく懸念がある ●子育て環境（遊び場・施設など） ●空き家・空き店舗対策 ●住民間の交流 ●まちの魅力・資源を生かしきれていない ●道路・交通環境、町内の移動手段 ●人口増への対応、マンションが増えている ●高齢化への対応

■島本町の「将来像」に関する主なご意見

【自然環境】 ●自然環境の保全、今あるものを残していく ●自然を残すだけでなく、積極的に活用 ●田畑の緑がひろがるまち ●都市農業ができるまち、地産地消の推進 ●自然環境を生かした景観づくり ●自然と人が共存して生活する 【安全・安心】 ●防災についてしっかり考えられたまち ●災害時に助け合えるまち ●治安がよいまち ●子ども・高齢者・障害者など、みんなが安心して暮らせるまち	【子育て】 ●子育て世代にやさしいまち ●のびのびと子育てができる環境・施設がある ●子どもたちが元気に遊び、学べるまち 【まちのにぎわい】 ●にぎわいと活気のあるまち（商店街、観光など） （若い人達の積極的な参加が重要） 【人とのつながり・コミュニティ】 ●住民同士のつながりがあり、助け合えるまち ●子育て世代も高齢者も住みやすいまち 【住民と行政】 ●住民の思いを行政が実現していく ●住民意見が反映される風通しのよいまち ●住民の意見を言える場・仕組みがあること
---	--

第3章 社会的潮流とまちづくりの課題

1 人口減少社会への対応と地方創生

わが国の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は今後も減少し続け、令和 35（2053）年には1億人を下回るとされています。出生数は減少し続ける一方、令和 7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に達するなど、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれています。

人口減少や高齢化の進行により、労働力や地域活動の担い手の不足、消費・経済規模の縮小、社会保障経費の増大、税収の減少などが生じ、行政運営だけでなく、経済、生活、地域コミュニティなど、社会全体にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されています。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることで、将来にわたって活力ある社会を維持することをめざし、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人の流れや仕事を生み、地域の課題を解決してまちに活力を取り戻す「地方創生」の取組が進められています。

また、平成 27（2015）年に国連で採択され、経済・社会・環境にかかわる諸課題の解決に総合的に取り組むことで持続的な発展をめざす国際目標「SDGs」（持続可能な開発目標）の実現に向けた取組も、地方創生などと連携しながら、国や地方自治体、企業などで進められています。

【本町の主な課題】

●高齢化への対応

高齢化の進行に伴い、介護・福祉・医療サービスの需要が増加しており、これらのサービスにかかる経費・人材などの確保が課題となっています。また、高齢者が健康で安心して暮らし、就労や地域活動などで活躍するための取組も求められています。

●まちの魅力向上と活力維持

本町においても、高齢化の進行や将来の人口減少を見据え、産業・観光の振興、歴史文化遺産の活用、交通環境の充実、中心市街地の活性化、空き家対策など、まちの利便性と魅力の向上、にぎわいの創出を図り、地域の活力を維持していくための取組を進める必要があります。

2 子どもの育ちと学びへの支援

近年、共働き世帯の増加などにより、保育ニーズが高まっています。その一方で、保育の受け皿が全国的に不足し、保育所などの待機児童問題が顕著になっています。

国においては、幼児教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から開始しているほか、待機児童対策、保育・幼児教育・高等教育の無償化、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、仕事と子育ての両立支援など、安心して子どもを生み育てるための環境づくりが進められています。また、今後の社会の変化に対応し、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動する「生きる力」を育むことに主眼を置いた新学習指導要領が、令和 2（2020）年度から順次実施されます。

【本町の主な課題】

●子育て・教育環境の充実

本町においても、住宅開発や共働き世帯の増加により、近年急速に保育ニーズが高まっており、保育施設の整備や保育士確保など、待機児童の解消に向けた取組が大きな課題となっています。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、学び、成長できるよう、保育・学童保育などの子育て支援のほか、幼児教育・学校教育の充実、虐待防止や貧困問題への対応、子どもの居場所や遊び場の確保など、総合的な子育て・教育環境の充実が求められています。

3 安全・安心への意識の高まり

近年、地震や台風、集中豪雨など、大規模な自然災害が全国で頻発しており、防災・減災への意識が高まっています。国においては、「国土強靱化」を掲げ、国土や経済、暮らしが災害などにより致命的な損傷を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを備えた社会の仕組みづくりが進められています。

また、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生、感染症の流行、交通事故など、さまざまな分野における危険への意識が高まっており、危機管理体制の充実と、犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

【本町の主な課題】

●安全・安心の確保

本町においても、耐震化や水害・浸水対策など災害に強いまちづくりに取り組むとともに、災害時の情報伝達・避難・支援・復旧などを円滑に行うための体制整備を進め、地域の防災力を高めていくことが求められています。

また、消防・救急、防犯、交通安全、消費者保護など、さまざまな分野において、住民の安全を守り、安心して暮らし続けるための取組を進めていく必要があります。

4 環境の保全、自然との調和

地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、資源の再利用・再資源化や廃棄物の減量を進める循環型社会の構築や、限りある自然環境を保全し、自然と共生する社会の構築など、次世代に良好な環境を引き継ぐための取組が求められています。

【本町の主な課題】

●循環型社会の構築

住民・事業者・行政などの主体それぞれが環境や資源に対する意識を高め、ごみの減量や資源のリサイクル、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用など、限りある資源を有効に活用し、環境負荷の少ない社会を構築していくことが求められています。

●自然環境の保全と活用、自然と調和したまちづくり

町内の森林については、地下水のかん養や土砂流出防止などの多面的な機能を有していますが、整備の担い手不足、台風による風倒被害、竹林の拡大などの課題があります。また、農地についても、担い手の高齢化や後継者不足、遊休化などの課題を抱えており、担い手の確保や多面的な活用などが求められています。森林や河川、地下水、農地などを適切に保全・活用するとともに、生物多様性の保全を図るなど、都市機能と自然や景観のバランスがとれた、快適に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

5 人権と多様性を尊重し、共生・協働する社会

さまざまな価値観をもつ人々の人権や多様性を尊重し、すべての人が参画し、能力を発揮することができる社会づくりが求められています。国においては、差別の解消や女性の活躍などに向けた法整備を行うとともに、多様な主体が参画し、つながることで、暮らし・生きがい・地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

地域コミュニティでは、高齢化や意識の変化、ライフスタイルの多様化などを背景として、つながりが希薄化し、自治機能の低下が懸念されています。一方で、災害時などにおける地域のつながりや支え合いの大切さが再認識されています。

このような中で、行政と住民、団体、事業者などの協働による取組を強化し、それぞれが役割分担しながら、地域の課題解決に向け取り組んでいくことが重要となっています。

【本町の主な課題】

●人権と多様性の尊重、地域共生社会の構築

人権尊重・差別解消の意識を共有し、性別・年齢・障害の有無・国籍・価値観などの違いにかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、認め合い、支え合いながら、共に生きていく地域づくりが求められています。

●コミュニティの活性化

本町においても自治会加入率は低下傾向にあり、地域コミュニティにおける自治機能の維持・充実と、地域活動の活性化が求められています。

●住民参画と協働によるまちづくり

さまざまな分野において、地域住民や団体、事業者など多様な主体が参画し、連携・協働によるまちづくりを進めることが求められています。

6 高度情報化の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年は、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながる IoT や、AI（人工知能）などの活用が注目されています。

一方で、インターネットを悪用した犯罪の増加や、情報の漏えい、情報モラルの低下、情報にアクセスできる人とできない人の情報格差などの問題も指摘されています。

【本町の主な課題】

●情報通信技術の活用

本町においても、ICT の活用により、住民サービスの向上や業務の効率化を図っていくことが期待されています。併せて、情報セキュリティの確保、情報教育、情報格差への対応などが求められています。

7 持続可能な行財政運営

地方分権の進展により、地方自治体の役割と権限は拡大し、自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえて、主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。一方で、人口減少・高齢化に伴う税収の減少や社会保障経費の増大のほか、公共施設の老朽化対策などにより、地方自治体の財政状況の悪化が懸念されています。

そのような状況の中、行政サービスを持続的に提供していくために、より効率的・効果的な行財政運営が求められており、行財政改革や自治体間の連携などを進め、限られた資源を有効に活用する取組が必要となっています。

【本町の主な課題】

●行財政改革の推進

限られた財源や人員を有効に活用し、持続的に住民サービスを提供していくため、組織・業務の見直しや効率化、財源確保、経費節減、人材育成などの取組を着実に進め、より効率的・効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

●公共施設・インフラの老朽化への対応

公共施設、道路・水道などのインフラの老朽化に伴い、今後、改修や更新にかかる費用が大幅に増加していくことが予測されます。このため、計画的な維持保全による長寿命化、施設の再編や多機能化、管理運営の効率化などの取組を進めていく必要があります。

●広域連携の推進

本町が抱える課題の解決や、新たな行政需要への対応、住民サービスの向上や効率化を図るため、幅広い分野で、自治体間の連携・協力を積極的に進める必要があります。

第1部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 基本理念と将来像

(1) まちづくりの基本理念

本町では、昭和 57（1982）年に「島本町民憲章」を制定しました。また、平成 22（2010）年には、本町のまちづくりの最高規範として、住民参画・協働に関する基本事項などを定めた「島本町まちづくり基本条例」を制定しています。「まちづくり基本条例」では、「町民憲章」も踏まえて、次のような理念を示しています。（一部抜粋・要約）

- 先人がたゆまぬ努力で築き、守り、育んできた豊かな自然環境と歴史、文化、産業をさらに調和させ、これからも住み続けたいと思える魅力的なまちとして、次世代に引き継ぐ。
- 平和を願い、互いに助け合い、一人ひとりの命の尊さと人間の尊厳を認識し、すべての人々の人権を尊重しながら、町民憲章に記す「自然は大地をつくり、人間はまちをつくる、まちは住む人々の参加によって、より住みよいまちへと発展する」との理念に沿って、自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまちの実現をめざす。

本計画においても、「町民憲章」及び「まちづくり基本条例」の理念に基づき、総合的なまちづくりを推進していきます。

(2) まちの将来像

前掲の理念を踏まえ、まちの将来像及びまちづくりの合言葉を次のとおり定めます。

自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち

～ いきいき・ふれあい・やさしい島本 ～

この将来像及び合言葉は、平成 5（1993）年に策定した「第二次総合計画」から続くものですが、「自然との調和」、「個性と活力」、「人間尊重」は、自然環境と都市環境が調和した住みよい活力のあるまち、誰もが尊重され、安心して暮らし、いきいきと活躍できる地域社会をめざす本町のまちづくりのキーワードとして、現在においてもその重要性を失っていません。

本計画においても、引き続き、この将来像及び合言葉を継承し、本町の特色を生かし、住民・事業者・行政などが互いに力を合わせ、人々がいきいきと活動し、人と人、人と自然がふれあい、やさしい思いやりが満ちあふれた「島本」を築いていきます。

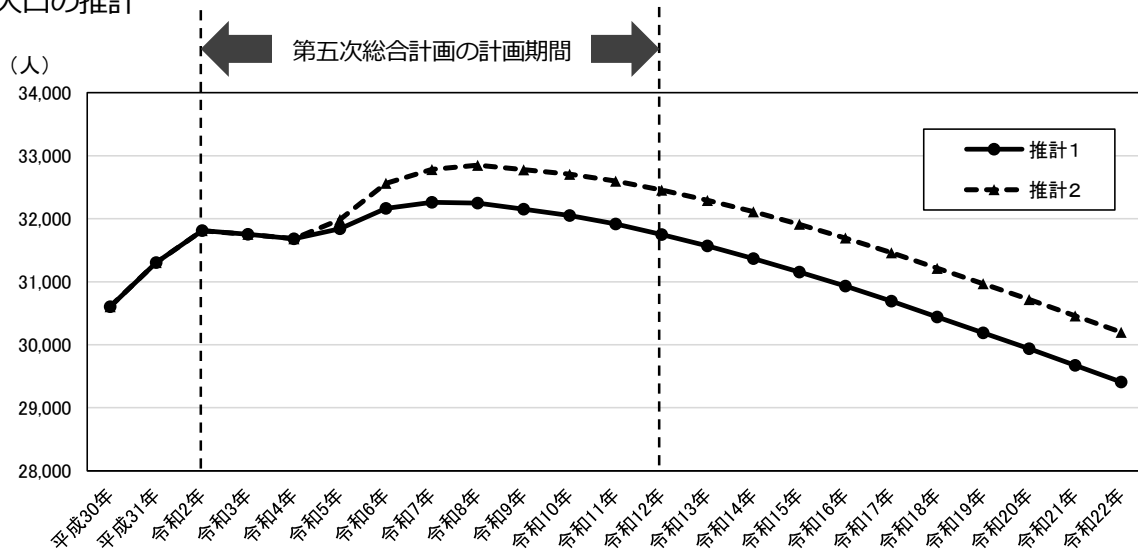
2 将来人口

本計画の策定にあたっては、近年の自然増減・社会増減の傾向を踏まえた推計に、今後の住宅開発の想定を加味して2パターンの人口推計を行っており、計画期間においては、概ねこの範囲内の人口推移を想定します。

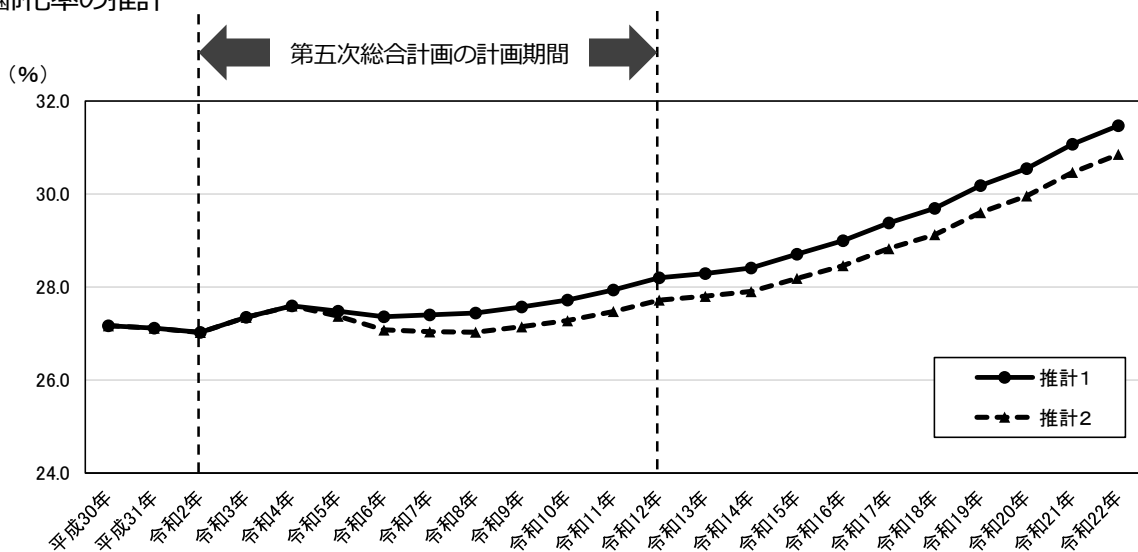
本町の人口は、現在、住宅開発により増加しています。人口の増加傾向はしばらく続き、計画期間の後半から緩やかに減少していくことが予測されます。一方、高齢者（65歳以上）の人口は今後も増加が続き、高齢化率は人口増加時期には比較的抑えられ、計画期間の後半から緩やかに上昇していくことが予測されます。

今後の人口推移を踏まえ、住宅開発に伴う子育て世代・子どもの増加、高齢化のさらなる進行に適切に対応し、サービスの確保やまちの活力維持を図りながら、子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

■総人口の推計



■高齢化率の推計



※今後の住宅開発規模を1,500人程度(推計1)から2,500人程度(推計2)と想定(数値は各年4月時点)

3 土地利用と都市構造

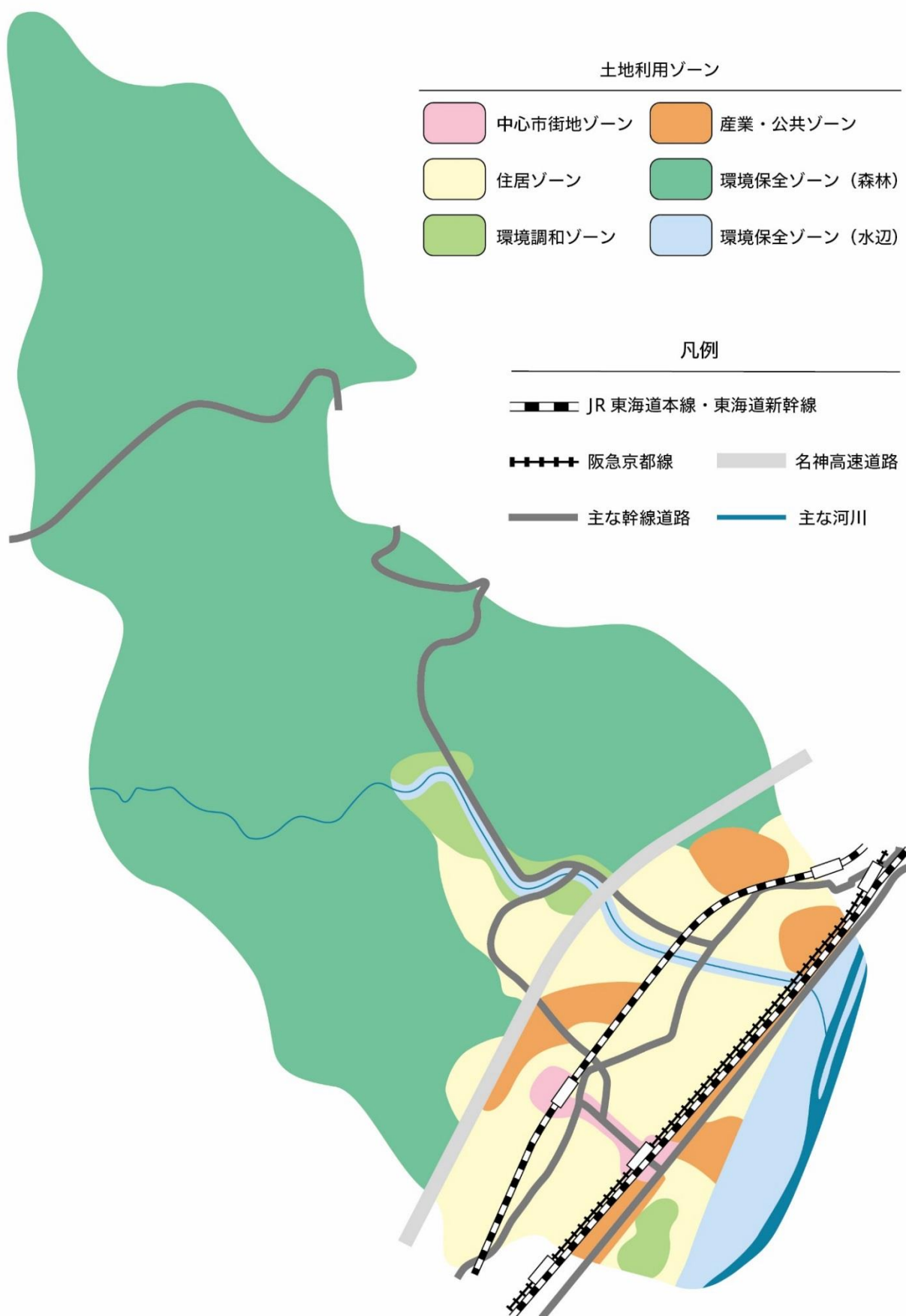
(1) 全町的な土地利用の方針

- 自然や歴史・文化、交通利便性などの本町の特性を生かし、都市環境と自然環境の調和のとれた緑豊かな都市空間を形成していくことを基本に、快適性・利便性・安全性の向上とまちの活力維持、持続可能な地域づくりをめざして、適切な土地利用を促進していきます。
- 市街化区域については、無秩序な拡大を抑制しつつ、中心市街地の整備と既成市街地の活性化、自然・景観と調和した快適な住環境の形成、都市農地の保全・活用、安全で便利な交通環境の充実、防災機能の充実などに取り組み、住宅、商業・産業施設、公共施設などがバランスよく配置されたコンパクトな都市構造の形成を図っていきます。
- 市街化調整区域については、開発を抑制し、森林や河川、農地などの保全・活用を図ることを基本に、自然に親しみふれあう空間としての活用や、防災対策などを進めます。また、区域内の既存集落及び既成市街地の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。

(2) ゾーン別の土地利用の方向

中心市街地 ゾ ー ン	●阪急水無瀬駅とＪＲ島本駅の周辺及び両駅を結ぶ沿道については、商業・サービス機能その他の公共公益的機能の充実を図り、まちの中心・玄関にふさわしい都市機能と魅力、にぎわいのある中心市街地の形成をめざします。
産業・公共 ゾ ー ン	●工場・研究所などの産業施設が集積する地区においては、既存産業の振興や新たな企業立地の促進を図るとともに、周辺住宅地との調和・共存を図るため、環境保全・景観形成・緑化などの取組を促進します。 ●国道 171 号沿道については、企業などのほか、住民の利便性や都市魅力の向上を図るための商業・サービス機能の立地を促進します。 ●役場周辺については、庁舎・ふれあいセンターなどの公共サービス機能の維持・充実を図ります。
住 居 ゾ ー ン	●市街地の大部分を占める住宅地では、都市基盤の整備をはじめ、交通環境・防災機能などの充実を図るとともに、自然や都市農地と調和した景観形成など、良好な居住環境の形成をめざします。 ●高齢化や人口減少が進んでいる地区では、空き家対策やコミュニティ活動への支援などにより活性化を図り、安心して住み続けられる環境づくりに努めます。
環 境 調 和 ゾ ー ン	●市街地に近接する既存集落及びその周辺の山林・農地については、農地の保全と活用を促進するとともに、既存集落の住環境や生活利便性の維持・向上、コミュニティの維持・活性化に努めます。
環 境 保 全 ゾ ー ン (森 林)	●山間部の森林空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、地下水のかん養や防災対策などのため森林整備を進めるほか、既存集落の生活機能の維持に努めます。
環 境 保 全 ゾ ー ン (水 辺)	●水無瀬川・淀川の水辺空間については、自然環境・景観・生物生息空間の保全を図るとともに、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用します。また、防災対策のため、河川の治水機能の維持・充実に努めます。

■土地利用ゾーンのイメージ



第2章 まちづくりの基本方針

将来像の実現に向け、次のまちづくりの基本方針に基づき、住民や事業者などの参画と協働のもと、各分野の整合・連携を図りながら、総合的かつ計画的なまちづくりを進めていきます。

1 思いやりとふれあいのまちづくり

平和と人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障害の有無、価値観の違いなどにかかわらず、互いに認め合いながら、住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、連携・協働する地域づくり・まちづくりを進めます。また、コミュニティや地域活動の活性化を図り、住民間や国内外の人々との交流の促進などに取り組むことで、やさしい思いやりで満ちあふれ、つながりとふれあいのあるまちをめざします。

2 自然と調和した快適なまちづくり

森林や河川、地下水、農地などを保全・活用し、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めながら、緑化など魅力ある都市景観づくりに取り組み、自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。また、都市基盤や交通環境・防災機能の充実など、まちの快適性・利便性・安全性の向上に取り組み、快適で暮らしやすいまちをめざします。

3 安全・安心なまちづくり

自然災害に対する防災・減災対策、危機管理体制の強化をはじめ、消防・救急体制、防犯対策、交通安全対策などの充実に取り組むことで、災害に強く、火災や犯罪・事故が少なく、緊急時には迅速に対応できる、安全に安心して暮らせるまちをめざします。

4 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

保健・医療・介護・福祉サービスの充実を図り、相談や支援が必要な人を支え、助け合う環境づくりを進めるとともに、地域全体で介護予防や健康づくりなど、健康寿命の延伸に取り組めます。また、生涯にわたって学び、スポーツを楽しむ環境づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で自立して自分らしく生活し、生涯元気でいきいきと活躍できるまちをめざします。

5 子どもたちを健やかに育むまちづくり

保育・学童保育、子育て支援、幼児教育・学校教育などの充実を図り、妊娠・出産期から就学期まで切れ目のない支援を行うことで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。また、家庭・地域・学校などの連携のもと、子どもたちの健全な育成を地域全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で、豊かな人間性と学力・体力など、未来を切り拓くための「生きる力」を身につけ、夢や希望をもってたくましく成長できるまちをめざします。

6 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

商工業・サービス業、都市農業や林業などの産業の振興、雇用・労働環境の充実を図るとともに、貴重な歴史文化遺産の保全と活用など、まちの歴史や文化・芸術に親しむ環境づくりを進め、自然・産業・歴史文化などの地域資源を生かした観光などのにぎわいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、暮らしたい、働きたい、訪れたいと思える、活力とにぎわいのあるまちをめざします。

7 持続可能なまちづくり

行財政改革、公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣自治体との連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努めることで、各分野のまちづくりを総合的に推進し、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちをめざします。